

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 N P O 推 進 施 策 調 整 費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 N P O ・ 宗 教 法 人 係 電 話 番 号 : 058-272-1111 (内 2387)

E-mail : c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 952 千円 (前年度予算額 : 952 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	952	0	0	0	0	0	0	0	952
要求額	952	0	0	0	0	0	0	0	952
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地域の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう下支えを進める共助の社会をつくっていくためには、N P O 法人等による地域の絆を活かした活動が重要となってくる。

N P O 法人等の活力が最大限発揮されるために、N P O 法に基づく適切な指導・監督を行う。

(2) 事業内容

- ・ N P O 推 進 施 策 調 整 費
N P O 推 進 施 策 に 関 連 す る 事 務 費
- ・ 社 会 参 加 活 動 支 援 事 業 費
N P O 支 援 及 び 協 働 の 実 態 把 握 の た め 、 先 進 地 調 査 や N P O セ ミ ナ ー 等 へ 参 加 す る 。
- ・ N P O 法 人 認 定 調 査 業 務
- ・ 認 定 N P O 個 別 相 談 会 (5 圏 域 各 1 回)
- ・ 協 働 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 派 遣 事 業 費

(3) 県負担・補助率の考え方

県が実施主体

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	53	講師等謝金
旅費	189	講師及び職員旅費
需用費	258	消耗品 242 事務用品 会議費 16 飲料
役務費	342	通信費
使用料及び賃借料	60	会場使用料
負担金	50	研修参加代
合計	952	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

1 「清流の国ぎふ」を支える人づくり

(2) 誰もが活躍できる社会

④ 若者から高齢者まで年齢に関わらず活躍できる社会の確立

(2) 国・他県の状況

内閣府において、法律の施行後3年を目途とする見直し規定に基づき、特定非営利活動促進法の見直し事項について検討されている。

(3) 後年度の財政負担

県内のNPO法人の状況を見ながら事業の継続性を検証する。

(4) 事業主体及びその妥当性

特定非営利活動促進法に基づく施行事務であり、県が指導・監督を行うことが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

(1) NPO推進施策調整費

特定非営利活動促進法に基づく法施行業務を適正に行う。

(2) 社会参加活動支援事業費

NPO活動及び協働の実態を把握し、施策に反映させる。

(3) NPO法人認定調査業務

認定基準への適合の有無を確認する。

(4) 認定NPO個別相談会

認定を目指す法人に必要な知識習得を促進する。

(5) 協働コーディネーター派遣事業費

NPOから事業提案等があった場合に、県事業担当課と調整し事業化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
認定(特例認定) NPO法人数	0 (H23)	11 (H29)	10 (H30)	13 (H31)	15 (R4)	86.7%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

(1) NPO推進施策調整費 特定非営利活動促進法に基づく法施行業務

(2) 社会参加活動支援事業費 セミナー等への参加、書籍の購入

(3) NPO法人認定調査業務 申請団体の法人事務所で実態確認を実施

(4) 認定NPO個別相談会

県内5圏域(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨)で実施し、22名が参加した。認定制度の理解及び普及を図ることができた。

(5) 協働コーディネーター派遣事業費 申請なし

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 NPO法の概要、法改正に伴う手続の周知等により、適切なNPO法人の運営に資することができた。今後は、認定NPO法人制度の普及・促進が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	NPO法人が抱える課題の解決には必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	NPO法人が抱える課題の解決のための効果は得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	実施方法を適宜見直し、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・NPO法施行以降増加していた県内NPO法人数が平成30年度末で減少に転じるなど、NPO法人制度は転換期にあり、今後のNPO法人に対する支援施策について検討していく必要がある。 ・認定（特例認定）NPO法人数は目標に向け順調に増加していることから引き続き目標達成に向け、普及、促進を行う。 ・コロナ渦の中、活動に支障を来すNPO法人の増加が見込まれることから、必要な情報発信や指導を行う必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 共助社会づくりを進める上で、NPOの果たす役割を高めていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	
--	--